須崎林業事務所増産・再造林推進協議会規約

（名称）

第１条　この協議会は、須崎林業事務所増産・再造林推進協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第２条　この協議会は、原木の増産を通じて、林業の成長産業化の推進及び将来にわたる原木の安定供給を図るために必要な再造林体制の構築を地域ぐるみで推進することを目的とする。

（業務）

第３条　この協議会は、前条の目的を達成するために次の業務を行う。

1. 林業成長産業化に必要な木材増産の推進
2. 原木の安定供給に必要な再造林の推進
3. 伐採届の提出された森林、森林所有者情報の収集
4. 再造林推進員の登録
5. 伐採情報の収集及び再造林推進員への情報提供
6. 協議会での議事及び増産、再造林に関する取り組みについて、高知県木材増産推進課が開催する木材増産プロジェクトチーム会（以下「ＰＴ会」という。）への報告
7. 協議会が定めるその他の業務

（協議会の会員）

第4条　協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

1. 須崎林業事務所長
2. 須崎林業事務所振興課長
3. 須崎市、中土佐町、津野町、梼原町、四万十町の林務担当職員
4. 須崎地区森林組合、津野町森林組合、梼原町森林組合、四万十町森林組合の職員
5. 素材生産、再造林事業を実施する事業者
6. 林業用種苗生産事業者及び生産事業者が組織する団体の職員
7. 再造林推進員（協議会が登録した者に限る）
8. その他協議会が必要とする者

（会長及び会長の職務）

第5条　協議会の会長は、須崎林業事務所長とする。
　　２　会長は、協議会を招集し、議事の進行を行う。

（伐採届情報の収集）

第６条　伐採届情報の収集は以下の方法で、森林所有者等から 別紙１により、協議会の取り組みの対象地としての同意を得るものとする。

1. 森林所有者等から提出される伐採届を市町長が受理する際に、別紙１ により同意を得る。
2. その他、会長が適当と認める手法により同意を得る。
3. 第３条第１項第３号に掲げる業務の情報については、事務局が随時受け付け、会員及び再造林推進員に速やかに提供を行うものとする。

（事務局）

第７条　事務局は、須崎林業事務所振興課に置く。

（その他）

第８条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営上必要なことは会長が定める。

附則

　この規約は、令和元年９月２５日から施行する。

■会員名簿

|  |  |
| --- | --- |
| 所属 | 職名 |
| 須崎林業事務所 | 所長 |
| 　　　　　〃 | 振興課長 |
| 須崎市　　　　　 | 農林水産課　担当 |
| 中土佐町 | 農林課　主査 |
| 津野町 | 産業課　主任 |
| 梼原町 | 森林の文化創造推進室長 |
| 四万十町 | 林業振興室長 |
| 須崎地区森林組合 | 業務係長 |
| 津野町森林組合 | 業務課長補佐 |
| 梼原町森林組合 | 森林整備課長 |
| 四万十町森林組合 | 造林係長 |
| とおわ守人企業組合 | 職員 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

■事務局　　須崎林業事務所　チーフ（増産担当）

　　　 担 当

再造林推進員名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所属 | 職名 | 氏名 |
| 須崎地区森林組合 | 業務係長 | 嶋﨑　伸之 |
| 津野町森林組合 | 業務課長補佐 | 野村　和雅 |
| 梼原町森林組合 | 森林整備課長補佐 | 森山　学 |
| 四万十町森林組合 | 造林課長 | 山本　京司 |
| 四万十町森林組合 | 造林係長 | 山脇　昴祐 |
| とおわ守人企業組合 | 職員 | 吉良　憲児 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

別紙１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

伐採届情報等の使用承諾確認書

　須崎林業事務所増産・再造林推進協議会長　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　（森林所有者名）　　　　印

　○○市（町）長に提出した下記の森林の伐採届に記載の情報について、須崎林業事務所増産・再造林推進協議会が行う再造林実施への取り組みの対象地として情報を利用することを承諾します。

記

森林の所在

　　　　○○市（町）　　　　　　大字　　　　　　字　　　　　　　番地

※須崎林業事務所増産・再造林推進協議会の業務

須崎林業事務所増産・再造林推進協議会は、須崎市、中土佐町、津野町、梼原町、四万十町の１市４町の木材増産、再造林の推進に必要な措置について検討を行います。
　提供された情報は、協議会で森林ごとの具体的な対策を検討するほか、協議会に登録された再造林推進員が、再造林を行う事業者への仲介活動、再造林から主伐までの施業の収支プランの作成、国、県、市、町の支援制度の紹介などを行います。